令和８年度第５回美浦村定例教育委員会議事録

◯開会日時　　令和８年８月２５日（火）午前　９時３２分
◯閉会日時　　令和８年８月２５日（火）午前１０時２２分
◯開会場所　　美浦村役場　３階　大会議室
◯出席委員等

教育長	小松　正樹
教育長職務代理者	田組　順和
委　員	木村　寿
委　員	林　美恵子
委　員	武田　美佐登

◯出席事務局職員

教育部長	正慶　將暢
学校教育課長	坂本　昌彦
指導室長	石川　登
子育て支援課長	葉梨　裕美
生涯学習課長	糸賀　一欽
美浦幼稚園長	矢﨑　和子
大谷保育所長	広瀬　良子
木原保育所長	加藤　厚子

◯欠席委員　　なし
◯傍聴人　　０人
◯提出議案及び議決結果

案　　件		審議結果
議案第１号	美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第２号	美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	可決
議案第３号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第４号	美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則	可決
議案第５号	美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則を廃止する規則	可決
議案第６号	美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程	可決
議案第７号	美浦村人権教育推進会議設置要綱の一部を改正する要綱	可決
議案第８号	美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱の一部を改正する要綱	可決
議案第９号	美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程	可決

議案第 10 号	美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程	可決
協議第１号	美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について	可決
協議第２号	令和８年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について	可決
報告第１号	美浦村財務規則の一部を改正する規則	―
報告第２号	美浦村行政組織規則の一部を改正する規則	―
報告第３号	美浦村決裁規程の一部を改正する規程	―
報告第４号	美浦村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例	―
報告第５号	美浦村予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則	―
報告第６号	美浦村不妊治療費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	―
報告第７号	美浦村産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱	―
報告第８号	美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則	―
報告第９号	美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱	―

○正慶教育部長

おはようございます。定例教育委員会にご参会、大変お疲れさまです。

開会に先立ちまして、本日の日程についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

会議は、原則として公開としておりますが、教育委員会会議規則第１５条の規定により「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とされております。

本日の「協議第１号　美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について」及び「協議第２号　令和８年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について」は、美浦村議会定例会提出前の議案でございますので、公開しないことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

～　異議なしの声あり　～

ありがとうございます。

異議なしのお声をいただきましたので、協議第１号及び協議第２号は、公開しないこととといたします。

それでは、教育委員会会議規則第８条の規定によりまして、教育長に議事進行をお願いいたします。

○小松教育長

ただ今より「令和８年度第５回定例教育委員会」を開会いたします。

本日は全員出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に教育委員会会議規則第１７条第２項により、議事録署名委員を指名いたします。田組教育長職務代理者にお願いいたします。

それでは、本日の日程をご報告いたします。

議案書１ページの日程にございますように、付議事項として、議案第１号　美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則から議案第１０号　美浦村立木原保育所運営規定の一部を改正する規程。

協議事項として、協議第１号　美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について、協議第２号　令和８年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について。

報告事項として、報告第１号　美浦村財務規則の一部を改正する規則から報告第９号美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱でございます。

皆様のご協力をお願いいたします。

○小松教育長

それでは議事に入ります。

議案第１号　美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則について、事務局の説明をお願いします。

葉梨子育て支援課長。

【議案第１号　美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則について】

【葉梨子育て支援課長　説明】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

議案第２号　美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則から議案第１０号　美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程まで、子育て支援課に関連する機構改革に関する議案でございますので、一括議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

葉梨子育て支援課長。

【議案第２号　美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 から議案第１０号　美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程について】

【葉梨子育て支援課長　説明】

議案第２号から議案第９号【質疑なし】

議案第１０号【質疑応答】

〇小松教育長

事務局の説明がありましたが、まず、議案第２号　美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

〇小松教育長

次に、議案第３号　美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

〇小松教育長

次に、議案第４号　美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

〇小松教育長

次に、議案第５号　美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則を廃止する規則について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

〇小松教育長

次に、議案第６号　美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長
　次に、議案第７号　美浦村人権教育推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。
　次に移ります。
○小松教育長
　次に、議案第８号　美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。
　次に移ります。
○小松教育長
　次に、議案第９号　美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。
　次に移ります。
○小松教育長
　次に、議案第１０号　美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　田組教育長職務代理者
○田組教育長職務代理者
　ご説明ありがとうございました。
　それぞれの議案についてではないのですが、教育委員会子育て支援課から、保健福祉部健康こども課になるということで、前にもご説明をいただきましたが、行政的な所属が変わるということだけではなくて、内容的に何か大きく変わる部分はあるのですか。
○小松教育長
　葉梨子育て支援課長
○葉梨子育て支援課長
　田組教育長職務代理者、ご質問いただきましてありがとうございます。
　事務の流れとしては、大きく変わることはないと考えております。
　今まで業務を行っているものをそのまま引き継ぎ、場所が変わるだけということで、保育所などは、今まで子育て支援課とも入所事務関係でやりとりもしていますし、もちろんそれ以外でもありますけれども、子育て支援課の方と利用調整等もさせていただきながら、保育所の入所事務等を進めていたわけですけれども、今度はそれも子育て支援課が保健福祉部の健康こども課に移りますけども、事務とかは変わらず、健康こども課になっても引き続き行っていくというところです。ですので、大きく変わるというよう

なところはないと思います。
　むしろ、健康こども課になることで、健康増進課で行っている出産から乳幼児健診と積み上げてきて、出生から就学まで切れ目なく支援をしていくという部分については、今までよりも連携が取れて、対象のお子さんの支援がスムーズにできるようになるかなということで考えております。
〇小松教育長
　田組教育長職務代理者
〇田組教育長職務代理者
　ありがとうございました。
　前にも話しましたが、美浦村の強みと個人的に思っているのは、保育所と幼稚園が村営で、その多くの子ども達が美浦小学校に入学し、幼保小中連携にすごく力を入れて取り組みやすいところだと思っています。幼稚園の先生や保育所の先生と顔を合わせる機会が多かったり、いろいろなところで繋がっていたりするところが、すごく特徴があり強みとして出せる部分だと感じています。
　そういった中で、今度、保健福祉部になることで、その行政的な部分とは別に連携といった点でうまくできる形を残していけるといいと思っています。例えば、今日、教育委員会に出席されていますが、保育所の所長先生方はもう出席しない形になり、園長先生は出席する形になるかと思います。実際に幼稚園と保育所の先生方は、すごく協力しながらやられている部分があるので、連携という部分でどういうふうにしていくか、村として、保育所、幼稚園それから小学校、中学校との連携を今までもやってきているので、どういうふうな形で残し継続していけるかを検討していくことが、必要になってくると思います。
〇小松教育長
　今、教育長職務代理者からお話があったところですけれども、指導室の方でも保幼小中の連携の重要性は重々認識しております。
　今年度から始めた取り組み等もあると思いますので、虹の架け橋プラン等の運用というところも含めまして、石川指導室長の方でお願いいたします。
　石川指導室長
〇石川指導室長
　保幼小接続に関しましては、これまでもすごく重要視されてきたことなんですが、今年度、もう幼稚園の計画訪問はあったんですが、保育所にも訪問させていただいて、管理職の先生や、保育の様子を参観させていただくと。
　夏休みのうちも小学校の教員が幼稚園、保育所に伺ったりとか、そういったことでの連携は例年通り進めていけるように、部が変わったとしても、協力依頼をかけていきながら、子どもが幼児期から小中とスムーズに上がっていけるような形で協力依頼をかけていこうかなということは考えております。
〇小松教育長
　美浦村が本当にコンパクトな村ということで、子ども達が美浦小学校、美浦中学校へ

上がっていくという実態を十分にとらえながら、指導室としても、部は変わったけれども一緒に子ども達を育てていこうという方針は変わらない形で継続させていきたいなと思っております。
よろしいでしょうか。
　他に、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。
　次に移ります。
○小松教育長
　次に、協議事項に移ります。
　協議第１号　美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について事務局の説明をお願いします。
　糸賀生涯学習課長。

【協議第１号　美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例】
【糸賀生涯学習課長　説明】
【非公開】
【質疑なし】

○小松教育長
　事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　ご意見、ご質問がないようですので、本案は、村長部局に「同意する」と回答することに決定いたしました。
　次に移ります。
○小松教育長
　次に、協議第２号　令和８年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
事務局の説明をお願いします。

【協議第２号　令和８年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について】
【学校教育課長　説明】
【子育て支援課長　説明】
【糸賀生涯学習課長　説明】
【矢﨑幼稚園長　説明】
【非公開】
【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
よろしいですか。
ご意見、ご質問がないようですので、本案は村長部局に同意すると回答することに決定いたしました。
次に移ります。
○小松教育長
報告事項に移ります。
報告第１号　美浦村財務規則の一部を改正する規則から報告第９号　美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱まで、こちらも、子育て支援課に関連する機構改革に関する議案でございますので、一括してご報告いたします。
事務局の説明をお願いします。

【子育て支援課長　説明】
【質疑なし】

事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
報告事項ですので、報告第１号から報告第９号まで一括して伺います。

ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告を終了いたします。
次に移ります。

○小松教育長
続きまして、その他（議事が残る議案）に入ります。
事務局からの案件はございませんので、委員の方で案件がございましたらお願いいたします。
武田委員
○武田委員
今年の夏はちょっとそんなに暑くなくて、少し大丈夫だったとは思うんですけれども、体育館とかの使用に関して、幼稚園とか保育所の子ども達が、４時ごろ体育館を使用するときに冷房がないので、夏の運動がちょっと難しくなってきている状態なんですね。美浦中とかをお借りしたい旨もあるんですが、冷房が１時間5,000円とちょっと高額なもので、幼児とか小学生などの子ども達の健康というか、時間帯ももうちょっと遅くとは思うんですが、幼児の時間がどうしても５時以降になってしまうと子ども達疲れてしまってできないので、一応４時を限度に動いているんですけれども。
今、阿見の方とかも、空調、体育館の方で使用できるようになっていて、半面で１時間750円とか、全面で1,500円とかちょっと安くなって使いやすくなっているので、もし冷房とかも使用できるのであれば、少し値段の方を他のところと合わせるとか、江戸崎の方は、今年はそんなに駄目だったんですけど、ロビーの冷房をつけてもらって、そ

れを体育館のほうに流すような形で使用させてもらっていて、少しだけ涼しい環境でできるようにはなっていますが、ちょっと、美浦の方ではそういうところがないので、何かこう子ども達を守るようなことができたら嬉しいなと思っています。何か対策を考えていただくことは可能でしょうか。
〇小松教育長
　糸賀生涯学習課長
〇糸賀生涯学習課長
　武田議員ありがとうございます。まさにその通りで、今、体育館の使用は５時以降結構あって、お金なくて、頑張って使っているところだと思うんですけど。
　小学校の体育館なんかは、今、朝は８時半からの貸し出しなんですけど、１時間早めて貸したりと、弾力的な運用をしているところなんですけど。
　お子様ですとやっぱり、休み期間でないときは平日だと夕方の使用になってくると思うんですけど、その辺は近隣の値段を確認しながら、価格が適正かどうかの判断と、またその他にうまく使えるような有効利用があるのかどうか、多分電気代も上がっているので、なかなか難しいかと思うんですけど、その辺をちょっと金額を確認しながら検討させていただきます。
　よろしくお願いします。
〇小松教育長
　武田委員
〇武田委員
　ありがとうございます。
　どうしても４時の子ども達がとても真っ赤な顔をしてやっているのでちょっと気の毒だと思うので。よろしくお願いします。
〇小松教育長
　他にご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
　よろしいですか。
　それでは、以上をもちまして、「令和８年度第５回定例教育委員会」を閉会いたします。